# 1 電気通信政策の展開

# (1)電気通信事業における競争政策の在り方

#### 情報通信審議会(IT競争政策特別部会)の最終答申

総務省の情報通信審議会は、IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について、平成12年7月から審議を行い、同年12月の第1次答申、平成14年2月の第2次答申に引き続き、同年8月に最終答申を行った。

最終答申では、プロードバンド化・IP化の進展を踏まえ、競争政策の積極的な展開、消費者行政の充実、新たな競争の枠組みの導入について提言を行っている。このうち、競争政策については、新規参入の促進やネットワークのオープン化の推進が必要であるとしている。消費者行政については、消費者相談窓口における相談員等の人材育成の推進、総務省

においてポータルサイト機能を提供するなど消費者 向けの情報提供の推進、消費者対応体制の充実、消 費者対応ルールの確立が必要であると提言している。 また、新たな競争の枠組の導入については、競争の 活性化を図るための規制水準の全般的低下、市場メ カニズムを補完するための制度整備等の基本的視点 に立って、一種・二種の事業区分の廃止、参入規 制・公益事業特権・退出規制等の在り方の見直しな どを行うことを提言している(図表)

総務省では、同答申を踏まえ、関係制度の整備を 進めている。

#### 図表 IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申の全体像

#### ブロードバンド化・IP化の進展(「電話の時代」から「IPの時代」へ)

#### 競争政策の積極的な展開

#### 1 新規参入の促進

多様な競争軸を創出する観点から、設 備競争、サービス競争の双方を促進し ていくことが必要

#### 2 ネットワークのオープン化の推進

公衆網再販

接続料と利用者料金との関係の在り方 OSS(Operation Support System:業務 支援システム)の開放

#### 3 .構造問題への対応

構造分離のメリット・デメリットや諸 外国における検討状況等も含め、今後 とも引き続き慎重に議論を進めること が必要

#### 消費者行政の充実

#### 1 人材育成の推進

総務省、電気通信事業者等が、国民生活 センター等の消費者相談窓口の相談員 等の育成に協力 通信サービスプランナー(民間資格)

#### 2 消費者向けの情報提供の推進

総務省においてボータルサイト機能の提供 契約に際し、消費者に確実に重要事項等 が説明されるよう必要かつ適切な制度の 在り方について、一層の検討

#### 3 消費者対応体制の充実

政府、事業者団体を中心に横断的な苦情・ 相談窓口の設置に関して検討が必要(紛 争解決手続の導入についても検討)

#### 4 消費者対応ルールの確立

電気通信事業者団体等における自主行動基準の取糾等

#### 新たな競争の枠組みの導入

#### 競争の枠組みの見直しの必要性等

ネットワーク構造・市場構造の変化、一種・二種の 事業展開の実態等を踏まえ、多様なビジネスモデル の登場に対応した新たな競争の枠組みの検討が必要 甘木が2月上

競争の活性化を図るための規制水準の全般的低下 市場メカニズムを補完するための制度整備 デュープロセス・透明性の確保

#### 新たな競争の枠組み

一種・二種の事業区分の廃止 参入規制・公益事業特権・退出規制

等の在り方
公益事業特権について、希望する事業者からの申請に基づき付与する制度の導入について検討
利用者向けサービスに係る規制の在り方

接続ルール等の在り方 ボトルネック設備等に着目した接続ルールが必要 その他の規律の在り方

ユニバーサルサービス、技術基準、重要通信の確保等 について、引き続き確実に維持することが必要

事業者間の競争促進による利用者利益の最大化

# 1 電気通信政策の展開

# (2)新たな競争の枠組みの導入

更なる競争促進に向けた電気通信事業法の抜本的見直し

総務省では、平成14年8月の情報通信審議会の「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政 策の在り方についての最終答申」を踏まえ、電気通 信事業法の抜本的見直しを進め、第156回通常国会に 「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関す る法律の一部を改正する法律案」を提出した。

同法案では、一種・二種の事業区分を廃止し、一 種事業の参入許可制を廃止するとともに、料金・契

約約款の作成・届出義務を原則として廃止するなど、 民間事業者が持てる力を最大限に発揮できるよう規 制緩和を図る一方で、ユニバーサルサービス(全国 均質サービス) 重要通信、ネットワークの安全・信 頼性、利用者保護のための最低限のセーフティネッ トを確保しており、制度全体として我が国の利用者 利便の増進を図ることとしている(図表)

#### | 図表 | 雷気通信事業法の改正法案の概要

#### 背景・目的

「電話の時代」から「インターネットの時代」への急速な変化に対応し、電気通信事業者の多 様な事業展開を促すなどの観点から、電気通信事業法の制度全体について見直しを行う

#### 法案の内容

インフラ設備の設置の有無によってそれぞれに規律を課す現行の電気通信事業法における 「第一種電気通信事業」及び「第二種電気通信事業」の事業区分を廃止し、参入規制やサー ビス提供に関する規制など規制の全般的な緩和を図る

他方で電気通信サービスに関する利用者トラブルの急増に対応したルール整備等を行う なお、ネットワークの安全・信頼性、事業者間の接続、重要通信の確保等に関するルールに ついては、現行の基本的枠組みを維持しつつ、必要な見直しを実施

#### 第一種電気通信事業

自らインフラ設備を設置してサービスを提供する事業 【例】 NTT東西、NTTドコモ、KDDI、

日本テレコム等 事業参入の許可制

許可制と一体となった公益事業特権の付与 契約約款規制 (画一条件によるサービス提供)

第二種電気通信事業

他者のインフラ設備を借りてサービスを提供する事業 【例】 インターネット接続事業者等 事業参入の登録/届出制

契約約款規制なし(利用者ごとの自由な提供条件)

雷気诵信事業

#### 電気通信サービスを提供する事業

(自らインフラ設備を設置することも他者のインフ ラ設備を借りることも可)

【制度改正のポイント】

事業の参入・退出に係る許可制を廃止し、登録制 又は届出制等へ移行

インフラ構築円滑化のための公益事業特権の認定 制度を導入

サービス提供の原則自由化

(契約約款規制の原則廃止)

利用者保護ルールの整備

(退出周知、サービス内容の説明、苦情処理等)

# 1 電気通信政策の展開

# (3)料金政策の推進

### 携帯電話料金の設定の在り方の検討とプライスキャップの見直し

#### 1 携帯電話料金の設定の在り方の検討

平成14年11月、総務大臣は、電気通信事業法第39 条第3項に基づく平成電電からの申請に対し、いわゆる直収の固定電話発携帯電話着の料金設定について、 平成電電が利用者料金を設定することが適当である 旨の裁定を行った。また、中継接続の場合の固定電 話発携帯電話着の料金設定については、当事者間で 十分協議が行われていなかったことから裁定を行わ なかった。

中継接続の場合の料金設定については、今後事業者間で協議が調わないことが想定され、また、裁定に先立ち当該案件を諮問した電気通信事業紛争処理委員会からは、中継について適正な料金設定の仕組みを検討・整備するよう勧告を受けた。

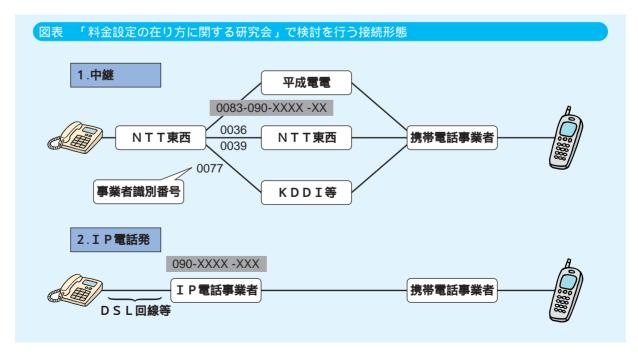
さらに、IP電話から携帯電話に通話した場合の料金設定についても、今後のIP電話の普及のため、その料金設定事業者の検討が必要となっている。

このため、総務省では、平成14年12月から「料金 設定の在り方に関する研究会」を開催しており、研 究会では、中継接続の場合の携帯電話料金設定、

IP電話発携帯電話着の料金設定について検討を行っている(図表)

2 プライスキャップの生産性向上見込率の見直し

我が国の電気通信市場では、新規参入者の着実な 増加に伴い、競争が急速に進展しつつあるが、一部 の事業者による独占的なサービス提供が行われ、競 争が不十分な分野においては、市場メカニズムを補 完するため、行政による一定の規制が必要である。 総務省では、競争が十分に進展していないサービス であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの について、平成12年10月から上限価格(プライスキ ャップ) 方式による料金制度を導入している。上限 価格方式においては、上限価格以下の料金は届出と される一方、上限価格を超える料金は認可が必要で ある。上限価格を設定するために必要な生産性向上 見込率 (X値) については、3年ごとに見直しが行わ れることとなっており、総務省では、次期(平成15 年10月からの3年間)に適用される生産性向上見込率 を算定し、平成15年10月1日から1年間適用される料 金水準の上限(基準料金指数)について、平成15年4 月に情報通信審議会に諮問を行った。今回諮問を行 った基準料金指数は、音声伝送サービスで現行料金 指数を維持するものとし、専用サービスでは現行料 金指数を若干引下げるものとなっている。



# 1 電気通信政策の展開

# (4)事業者間の接続料金の見直し

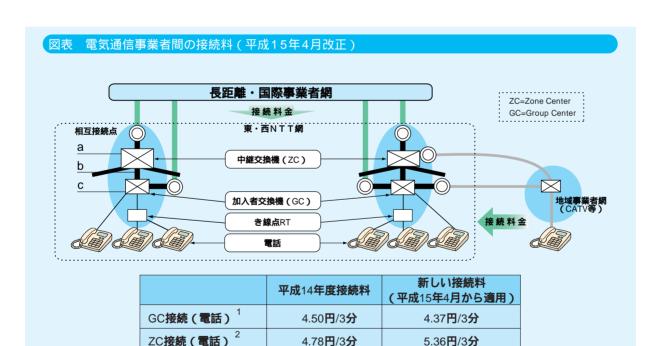
#### 平成15年4月、接続料規則を改正

電気通信事業者間における接続料の算定には、従 来、実際費用方式が用いられてきたが、情報の非対 称性、既存事業者の非効率性排除等の点で一定の限 界があるため、平成12年5月の電気通信事業法改正及 び同年11月の接続料規則の制定により、一部の指定 電気通信設備の接続料原価算定方法に、長期増分費 用方式(注)が導入された。

また、総務省では、「長期増分費用モデル研究会」 においてモデルの見直しの検討を行い、平成14年3月 に報告書が取りまとめられた。この報告書を受け、 総務省は、「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた

接続料算定の在り方について」情報通信審議会に諮 問し、平成14年9月に答申がなされた。総務省では、 この答申を踏まえ接続料規則の一部を改正した。こ れに基づいて、平成15年度及び16年度に適用される 接続料を規定した接続約款の変更が平成15年4月に認 可された(図表)

なお、接続料規則の改正では、長期増分費用方式 が適用される機能が追加され、また、トラヒックが 大幅に変動した場合には事業者間で精算を行うこと とされた。



- 1 接続コストは、上記図中のc
- 2 接続コストは、上記図中のa+b+c
- 3 き線点RTとは、加入者回線に通常メタルケーブルを使用する電話、ISDN64及び一部の専用線を多重化し、交換機までの区間を光 ファイバで伝送する装置

4.78円/3分

5.36円/3分

# 1 電気通信政策の展開

# (5)事業者間の紛争処理

#### 着実に成果をあげる電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理

電気通信分野においては、事業者数の増大とサービスの高度化・多様化に伴い、電気通信事業者間のネットワーク接続等を巡る複雑な紛争事案が生じてきている。また、行政の在り方が事前規制からルール型行政へ移行する中で、電気通信事業者間等の紛争事案が今後大きく増加する可能性が高まっている。このような背景から、複雑化・増大化する紛争事案を迅速かつ効率的に処理できるよう、紛争処理機能の強化が求められている。

このため、電気通信事業分野における紛争処理シ

ステムの強化を図る観点から、電気通信事業紛争処理委員会が平成13年11月に創設された。電気通信事業紛争処理委員会は、平成14年度末までに28件の事案を処理するとともに、総務大臣への勧告を2件行っている。処理済事案の内訳は、斡旋申請事案24件、仲裁申請事案1件、諮問・答申事案3件となっている(図表)、電気通信事業紛争処理委員会は、発足後1年余りの間に、多数の多様な紛争事案を迅速に処理している。

#### 「図表 電気通信事業紛争処理委員会による紛争処理状況 ( 平成13年11月30日 ~ 平成15年3月31日 )

#### 1 処理等件数

斡旋申請	処理終了	斡旋継続中
24	24 (斡旋不実行 0) (斡旋打切り 1) (解決 23)	0

仲裁申請	処理終了	仲裁継続中
1	1 (仲裁不実行 1) (仲裁判断 0)	0

諮 問	答 申	審議中
3	3	0

類別件数
接続の諾否 1
接続の費用負担 17
接続に必要な工作物の利用(コロケーション) 4
接続に係る工事 1
設備の運用 2
業務の方法 1
土地等の使用 1

#### 2 総務大臣への勧告状況

勧告	発 出
平成14年電 <b>委第</b> 32号 (コロケーションのルール改善に向けた勧告)	平成14年2月26日
平成14年電委第115号 (接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告)	平成14年11月5日

## 2 放送政策の展開

# (1)デジタル放送推進のための行動計画の策定

#### ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会の開催

情報通信ネットワークのブロードバンド化の進展 を展望して、ブロードバンド時代における放送を巡 る諸課題について幅広い観点から議論することを目 的として、総務省では、平成13年11月から平成15年4 月まで「ブロードバンド時代における放送の将来像 に関する懇談会」を開催した。

ついての大きな方向性を示した「とりまとめ」を公 表した(図表)。また、同時に、「デジタル放送推 進のための行動計画」について改訂を行い、地上デ ジタル放送受信機の普及目標等を設定した「デジタ ル放送推進のための行動計画」(第3次)を策定した (図表)

懇談会では、平成15年4月に、放送を巡る諸課題に

#### ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会「とりまとめ」概要 図表

放送の将来像に関する大きな方向性

#### 1 放送と通信の関係、役割

- (1) 放送と通信は、国民にとって、社会的機能を基本的に異にするものであり、今後5~10年でその区別が完全になくなるとは考えにくい
- (2) 放送と通信は、二者択一の関係ではなく、互いの利点を活かし刺激し合って国民により高いサービスを実現する相乗効果を生み出す関係で
- (3) 放送と通信の相乗効果を促進し、今後、国民により高いサービスを実現していくことが必要である
- (4) 全世帯に広く普及している地上放送が、現在国民に対して果たしている高い社会的機能が存続している以上は、ハード・ソフト一致が妥当 である

#### 2 新時代に対応した事業環境の再構築

国民、視聴者のニーズに柔軟に対応したサービスを実現する観点から、今後の各放送メディアの役割、位置づけを見定めながら、今後進展が 予想される事業者間の連携等に柔軟に対応出来る仕組みや、将来の技術革新を視野に入れた制度区分の見直し等が必要である

### 3 地上放送デジタル化の推進

- (1) 地上放送のデジタル化は、米国、英国、韓国等の諸外国でも強力に推進しており、世界の潮流である。国民がIT社会に参加していく上での基
- 盤として、また、情報家電の普及、日本のハードメーカ競争力強化等による日本経済産業活性化の起爆剤として、IT戦略上重要な意義を有する
  (2) 従って、国民に対して多くのメリットを実現するため、国家が戦略として積極的に進めるとともに、アナログ放送が停止される2011年まで の可能な限り早期に、全ての国民視聴者にデジタル放送の受信端末が普及するよう国、放送事業者、メーカ等との連携を推進すべきである

#### 4 地上デジタル放送の周知広報の徹底

- (1) 国民に対し、国の重要施策としての地上放送のデジタル化について、基本的な情報の国民への周知広報を徹底し、地上放送のデジタル化普 及を促進する
- (2) 視聴者への周知広報にあたっては、直接受信者のほか、ケーブルテレビ受信者・共聴設備受信者等の非直接受信者にも徹底する

#### 5 良質コンテンツの確保・人材育成

- (1) 文化的に豊かな国民生活を実現する観点から、また、IT社会においてはコンテンツの充実・確保、流通市場の形成が、国家戦略上重大な意義 を有するという視点にたって、良質コンテンツの制作・流通を促進していくことが必要である
- (2) コンテンツ制作に係る環境整備や携わる人材育成を促進していくことが必要である

- (1) 将来のユビキタスネットワーク社会も展望しつつ、視聴者に配慮したサービス展開を更に充実させることが重要である
- (2) 視聴者においても、メディアから供給される情報を自ら取捨選択し活用する能力の向上を図ることが必要

なお、これらの方向性については、状況変化に伴い見直されるものである

### 図表 「デジタル放送推進のための行動計画」(第3次)概要

- 1 デジタル放送受信機の普及促進をはじめとする関係者の具体的取組等 地上テレビ放送事業者、BS・CSテレビ放送事業者、ケーブルテレビ事業者、 受信機メーカ、販売店、地方公共団体等関係者の具体的取組 各種目標設定(デジタル放送受信機普及、ケーブルテレビ普及、デジタル放送 カバーエリア)
- 2 地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン
- 3 政府の取組:アナ変対策のほかデジタル化を円滑に進めるための積極的支援等
- 4 実施推進組織の設置及び行動計画のフォローアップ

#### 【平成15年4月改訂のポイント】

- (1)地上デジタル放送受信機の普及目標を設定 (2)ケーブルテレビによる地上デジタル放送の
- 普及目標を設定 (3)三大都市圏におけるデジタル放送のカバー エリア拡大目標を設定(放送開始当初段階 約1,200万世帯、04年末目途 約1,700 万世帯、05年末目途 約2,300万世帯)
- (4)地上デジタル放送の周知・広報アクション プランの改訂

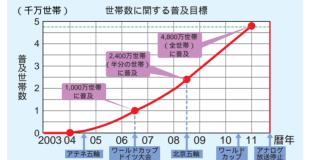
行動計画では、 関係者に期待される具体的取組 地上デジタル放送の周知・広報アクション 内容、 プラン、 実施推進組織の設置等について示された (図表、

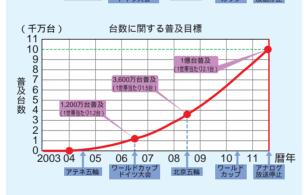
これらを受け、総務省では、放送事業者や受像機 メーカ、小売業者、地方公共団体等の関係機関と協 力し、放送のデジタル化を推進するとともに、国民 への周知、広報活動を行っている。

#### 地上デジタル放送用受信機の普及目標 図表

この普及目標は、一体型受信機、セットトップボックス、地上デジタルテレビ受信機能を持つパソコン等、家庭内で地上デジタルテレビ放送を視聴するための機器が対象「プロードパンド時代における放送の将来像に関する懇談会」の下に設置された「普及検討WG」における検試 2002.11~2003.3 を経て、放送事業者とメーカが共同で策定した目標設定する普及目標
・普及世帯数 2011年初頭までに4,800万世帯(全世帯)

- 2011年初頭までに4,800万世帯(全世帯) 2011年夏(アナログ停波)までに1億台 ・普及台数





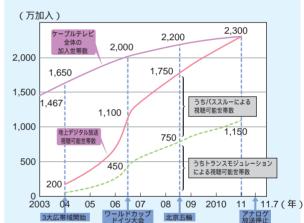
#### ケーブルテレビによる地上デジタル 放送の普及目標

この普及目標は、再送信により地上デジタル放送の視聴が可能と なるケーブルテレビ加入世帯が対象

2003年3月にケーブルテレビ事業者((社)日本ケーブルテレ ビ連盟)が策定した地上デジタル放送の再送信に向けての普 及目標

#### 設定する普及目標

- ・最終普及目標 2011年初頭までに全加入世帯(予測;最大約2,300万世帯)
- ・当面の普及目標
- 2004年当初に三大広域圏内の加入世帯のうち200万世帯
- 2006年のW杯ドイツ大会時点で三大広域圏内の加入世帯のうち1,100万世帯
- 2008年の北京五輪時点で全国の加入世帯のうち1.750万世帯



「パススルー方式」 地上デジタル放送の伝送方式 OFDM Xのまま伝送する方式

地上デシタル放送の伝送方式(UFDM がよまに送9 のカス 受信にはデジタルTV受信機が必要 トランスモジュレーション方式」 地上デジタル放送をケーブルテレビの伝送に適した方式に変換して伝送する方式。ケーブルテレビのSTBを介して受信するものであり、現在のア ナログTV受信機の利用も可能

#### 地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン 図表

<周知すべき事項> 社会的意義、具体的メリット 全体スケジュール デジタル放送の開始時期及び放送エリアの拡大スケジュール 視聴方法 2011年以降アナログテレビ放送受信機所有者において必要となる対応 アナログ周波数変更対策の必要性 等

#### < 各主体の取組事項 >

放送事業者

視聴者向けお知らせ番組等における所要の周知 中継局ごとにスーパーインポーズを活用するなどした地域に対応した情 報提供

報提供 各種イベントの開催等を通じた多角的な周知・広報活動 相談窓口機能を活用した、各種問い合わせ、相談等への積極的な対応 ケーブルテレビ事業者による自社の地上デジタル放送の再送信時期等の 加入者に対する十分な周知

加入者に対するデオが同時 受信機メーカ、販売店等 各種イベント・キャンペーンといった場における効果的なPR活動 受像機を使ったデモなど、デジタル放送に触れる機会の提供 販売店の営業担当者向け研修の開催、相談対応の充実 シールの貼付や説明書の同梱などによるアナログ放送終了の時期等の情

地上放送のデジタル化に関する周知・広報 地域住民に対しアナログ周波数変更対策関係の各種周知(広報誌、掲示板

政府 ポスター、リーフレット、政府広報、ホームページ、VTR・DVDの作成新 関紙面での広告、電車中吊広告、ラッピングパス等の周知の実施)

イベントの開催 地上デジタル放送に関する受信相談体制の整備(コールセンタの設置) アナログ周波数変更対策について、対策開始約3か月前からの個別世帯へ の周知

関係者の連携 連携による全国各地でのデモンストレーション、機器展示、セミナー、 護演会等の実施 必要な知識・情報の共有化

# 2 放送政策の展開

# (2)マスメディア集中排除原則の在り方の検討

#### 放送政策研究会の最終報告

全放送メディアのデジタル化の進展やインターネ ットの高度化の進展等、放送を取り巻く環境変化を 踏まえ、放送概念の整理、民間放送の在り方、公共 放送の在り方等放送政策全般について検討すること を目的として、総務省では平成12年5月から平成15年 2月まで「放送政策研究会」を開催した。

研究会では、平成13年12月にNHKの子会社等の在 リ方、NHKのインターネット利用の在り方等に関す る第1次報告を取りまとめた。また、平成15年2月に は、マスメディア集中排除原則の在り方等に関する 検討結果を中心とした最終報告を取りまとめた(図 表)、最終報告では、放送の「多元性」「多様性」 「地域性」は、マスメディア集中排除原則(図表) によって引き続き達成すべき政策目標とされた。他 方で、放送のみならず視聴者が情報を得る手段の選 択肢が増加している現状においては、放送の健全な 発達を図りつつ視聴者がその利益を享受するために、 現行のマスメディア集中排除原則を適切に緩和する ことは基本的に妥当とされた。

これを受け、総務省では、地上放送事業者の議決 権保有によるBSデジタル委託放送事業者への支配を 「3分の1以上の議決権保有」から「2分の1を超える議 決権保有」に緩和することについて電波監理審議会 に諮問するとともに、パブリックコメントを実施し た。また、地上放送に係る現行のマスメディア集中 排除原則についても見直しの検討を行っている。

#### 「放送政策研究会」最終報告(マス メディア集中排除原則の関連概要) 図表

現行のマスメディア集中排除原則の具体的な見直しの方向性

- 1 地上放送関係
- (1) 同一地域内の緩和と異なる地域間の緩和 異なる地域間(現行の出資上限「5分の1未満」)に比べて同一 地域内(現行の出資上限「10分の1以下」)の緩和は慎重とすべき
- (2) 異なる地域間の緩和

異なる地域間の緩和のうち、キー局とローカル局間の場合は、 ローカル局の地域性が損なわれることのない範囲で緩和を慎 重に検討するべき(出資比率規制については、現状維持か小幅 緩和にとどめるべき)

(3) ローカル局同士の緩和の具体策

ローカル局同士の場合は、地上放送の重要な目的である「地 域性」を維持し、かつ、デジタル化対応、地域における番組制作力・ 情報発信力の向上にもつながる経営基盤の強化が可能となる場

「地域性を考慮した一定の条件 (( i )放送対象地域が隣接して いること、(ii)2放送対象地域までに限定すること)を満た す放送事業者間において、兼営(又は完全子会社)を認める などの大幅な緩和が妥当

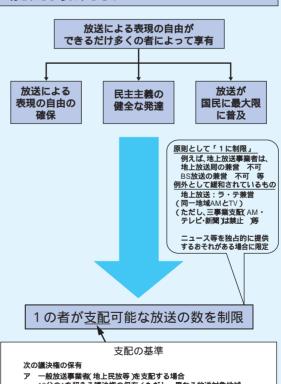
上記の条件を満たさない場合、兼営(又は完全子会社)は認めるべきではないが、出資規制比率については、地域性の程度に応じて、一定の緩和を検討することが妥当

- 2 衛星放送関係
- (1) B S デジタル放送と地上放送の兼営の適否 現時点で、地上放送との兼営を認めることは不適当
- (2)出資比率規制の緩和の適否 多元性の確保に配意しつつ、現行の出資比率規制の緩和を 行うことは適当
- (3) BSデジタル放送の現行制度の見直しの具体策 現在の出資上限の「3分の1未満」を「2分の1以下」に緩和する ことが適当
- 3 放送サービスの継続性について 経営破綻時の

取扱い(地上・衛星に共通) 放送サービスの継続に支障が生じる場合、視聴者利益確保の 観点から、一定の条件の下に例外的に放送サービスが確保され るような思い切った緩和を認める特例ルールを設けることが適当

### マスメディア集中排除原則の考え方

マスメディア集中排除原則は、放送をすることができる 機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、 放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享 有されるようにするもの



- 10分の1を超える

  満決権の保有(ただし、異なる放送対象地域の場合は、5分の1以上の議決権の保有)
  委託放送事業者(衛星放送)を支配する場合

3分の1以上の議決権の保有 5分の1を超える役員事務

代表権を有する役員、常勤役員の兼務のいずれかの場合

# 3 電波の有効利用政策の推進

#### 電波再配分のための給付金制度と電波政策ビジョンの検討

#### 1 最適な電波の配分の実現

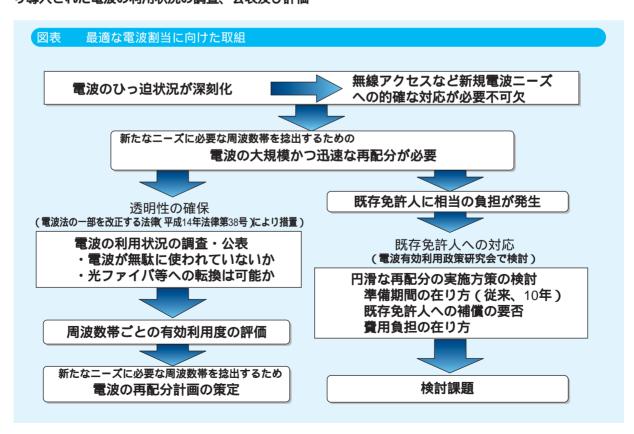
近年、携帯電話の急速な普及に伴い、電波利用は質的に変化するとともに量的にも大きく拡大しており、平成15年2月末には無線局数が7,900万局を超えるなど、我が国の電波のひっ迫状況は非常に深刻化している。他方、無線によるインターネット利用環境の向上のための無線アクセスシステム等の拡充など、電波に対する国民のニーズは、今後ますます広帯域・大規模化することが予想される。このような状況の中、無線インターネットの普及のための環境を整備し、いつでもどこでも何にでもつながるユビキタスネットワークの形成を推進する観点から、実際の電波の利用状況を踏まえつつ、新たな電波ニーズに的確に対応するため、電波の迅速かつ円滑な再配分が求められている。

#### (1)電波の利用状況の調査・公表制度の導入

電波の迅速かつ円滑な再配分を実施するためには、 実際の電波の利用状況を把握することが必要である。 このため、総務省では、平成14年の電波法改正によ り導入された電波の利用状況の調査、公表及び評価 する制度に基づき、国民の意見を求めた上で、電波の有効利用の程度を評価することとしている。また、その一環として、平成15年3月から、インターネット上での無線局免許情報の公表を開始している。

#### (2)迅速かつ円滑な電波の再配分方策の検討

電波の利用状況の調査・公表制度に基づき、その 有効利用を評価した結果、必要である場合には電波 の迅速かつ円滑な再配分を実施することになるが、 実際に電波の再配分を行うに当たっては、既存免許 人に相当の経済的な負担が発生することが予想され る。このため、総務省では、平成14年1月から「電波 有効利用政策研究会」を開催し、同年12月、経済的 な損失を受ける既存免許人に対する給付金制度の導 入等を提言した第1次報告書が公表された。これらの 提言を踏まえ、総務省では、平成15年2月から給付金 制度の具体化に向けた検討を行うため、「電波再配分 のための給付金制度の具体化に関する研究会」を開 催しており、研究会では、同年7月を目途に検討結果 を取りまとめる予定である(図表)



#### 2 電波政策ビジョンの策定

電波のひっ迫が深刻化する中、電波資源を国民生活の向上や我が国経済の活性化に一層効果的に役立てていくためには、従来以上に戦略性を持った電波行政の展開が必要である。このため、総務省では、電波利用の将来を展望しIT戦略や国際戦略等の総合的な観点から、電波行政を推進するための中長期的ビジョン(電波政策ビジョン)の策定について、平

成14年8月に情報通信審議会に諮問した。審議会では、「電波政策特別部会」と専門的な調査を行う「ビジョン委員会」を設置して、 電波利用を取り巻く内外の動向、 電波利用の将来展望と今後の周波数需要予測、 電波行政の今後の政策目標と施策について検討を行っている。審議会では、平成15年半ばに答申を行う予定である(図表 )。

#### 電波政策ビジョンの必要性 図表 電波行政を取り巻く環境 今後の政策目標と推進方策 中長期の展望を踏まえた最 電波ビジネスの拡大 適な電波再配分の実現方策 中長期の展望 高速無線IT インフラの形成 ネットワークの に向けた推進方策 IP 化の進展 今後の社会経済におけ る電波の役割 新技術の開発・導入や国際 目覚ましい技術革新 標準化の推進方策 電波利用の将来展望 無線端末の国際流通の円滑 電波技術の将来動向 グローバル化の進展 化方策 今後の周波数需要予測 安心で安全な電波利用環境 高まる利用者保護要求 の整備方策 等